

「東葛西地区地区計画」計画書

《計画決定 H 2. 3.30 江戸川区告示第 92 号》
 《計画変更 H19.12.18 江戸川区告示第 432 号》
 《計画変更 H28. 8. 1 江戸川区告示第 482 号》


| | | | |
|--------------------------------------|--|---|---|
| 名 称 | | 東葛西地区地区計画 | |
| 位 置 | | 江戸川区東葛西八丁目及び東葛西九丁目各地内 | |
| 面 積 | | 約 20.2 ha | |
| 地区計画の目標 | | 敷地内緑化および沿道緑化の推進並びに建築物等に関する事項等を定め、活力と安らぎのある住宅地の形成を図る。 | |
| 保 全 に 関 す る 方 針 | 土地利用の方針 | 土地区画整理事業により整備された市街地環境を保全し、良好な居住環境を備えた緑豊かな住宅地の形成を図る。 | |
| | 地区施設の整備の方針 | 土地区画整理事業により適正配置された道路、公園及び緑道について維持・保全を図る。 | |
| | 建築物等の整備の方針 | 緑豊かで快適な住宅地を形成するために建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物の形態又は色彩その他の意匠の制限及び垣又はさくの構造の制限を行う。 | |
| 地 区 整 備 計 画 | 建 築 物 等 に 関 す る 事 項 | 建築物等の用途の制限 | 次に掲げる建築物は建築してはならない。ただし、補助第 289 号線及び補助第 292 号線沿いは除く。 (1)ゲームセンター (2)倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が 150 m ² を超える建築物 (3)荷貨物集配所 |
| | | 建築物の敷地面積の最低限度 | 100 m ² とする。ただし、換地面積が 100 m ² 未満の場合は、換地面積とする。 |
| | | 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 | 建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の色彩は、落ち着きのある色調のものとする。 |
| | | 垣又はさくの構造の制限 | 道路に面した部分に設けるかき若しくはさくは、樹木によるものとする。ただし、ネットフェンス類を併用することを妨げない。 |

「地区計画の区域は計画図表示のとおり」

(は知事協議事項)

東京都市計画地区計画 東葛西地区地区計画 計画図

[江戸川区決定]

| 凡 例 | |
|---|----------------------|
|  | 地区計画区域及び 地区整備計画区域 |

